

一、労働者の権利を保障し、労働条件を改善すること。
 二、労働者の健康を保護し、労働時間を短縮すること。
 三、労働者の教育を奨励し、職業訓練を促進すること。
 四、労働者の生活水準を向上させること。
 五、労働者の団結を尊重し、労働組合の活動を支援すること。
 六、労働者の権利を侵害する行為を厳しく罰すること。
 七、労働者の権利を保護するための法律を制定すること。
 八、労働者の権利を保護するための機関を設置すること。
 九、労働者の権利を保護するための予算を確保すること。
 十、労働者の権利を保護するための活動を展開すること。

へノ第一ノ闘争段階ヲ掲ゲル、更ニ生産機關及機具ニ關スル要
 求モ此ノ項ノ中ニ於テ掲ゲル。
 第三勞働ノ中ニ於テハ勞働條件即チ資本家トノ間ニ於ケル雇傭條
 件ニ關スル闘争要求ヲ掲ゲル、即チ勞働時間、勞働賃金、勞働
 制度、工場設備、職業病、幼年婦人勞働者ノ勞働條件等ノ諸要
 求。
 第四社會ノ中ニ於テハ無産階級ノ生活及文化ノ向上ニ關シ此ノ闘
 争要求ヲ取扱フ税金、住宅、教育ニ關スル諸要求。
 第五國際ノ中ニ於テハ帝國主義的政策ニ對スル反對及無産階級ノ
 國際的團結ノ爲メニ帝國主義的暴壓ニ對スル闘争ニ關スル要求
 ヲ掲ゲル。
 例ヘバ帝國主義戦争反對、殖民地開放等ノ諸要求。